○厚生労働省告示第四百十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百四十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用する。ただし、平成二十二年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十三年十月十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表の上欄中「（目）　医療施設等設備整備費補助金（都道府県に係るものを除く。）」を「（目）　医療施設等設備整備費補助金（都道府県に係るものを除く。）　医療施設等施設整備費補助金（都道府県に係るものを除く。）」に改め、同表

（項）　医療提供体制基盤整備費	
（目）　医療施設災害対策緊急整備費補助金（都道府県に係るものを除く。）	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 静岡県
（項）　感染症対策費	
（目）　医療施設運営費等補助金（都道府県に係るものを除く。）	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○農林水産省告示第二千二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷字丹沢山五一七二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　(一)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷字丹沢山五一七二の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県出水市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字井戸谷一三七二の四、一三七二の五、一三七四の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県伊賀市三田字高尾二九八七の二・二九八七の八から二九八七の一〇まで（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・二九八七の一（国有林）・二九九三の一・字浅子谷三〇〇七の二三・三〇〇七の二四・三〇〇七の二八（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県八代市泉町樅木字樅木八七の四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）